

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

項番	頁	該当箇所	意見	理由
1	2	-3-2-1-2 主な着眼点(2) 他	<p>「M&A・事業承継など」の「など」には、事業再生も含まれるとの理解でよい。</p> <p>また、「など」に事業再生も含まれる場合、「経営者保証に関するガイドライン」に従って、窮境原因に対する経営者の帰責性等を勘案し、保証債務を履行するケースもある。こうしたケースにおいて、保証人に対する説明事項として掲げられている a. ~c.のうち、「b. どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容」を説明することの合理性が薄い。このため、当局による説明体制の検証にあたっては、一律に a. ~c.の説明状況を確認するのではなく、個別ケースごとの説明事項の必要性を勘案していただきたい。</p>	<p>M&A・事業承継などにより主たる株主等が変更になる場合に、保証契約締結時と同様の説明が求められることは理解する。</p> <p>他方、事業再生を目的とした M&A の場合、窮境原因に対する経営者の帰責性等を総合的に勘案し、保証債務を履行するケースもあり、こうしたケースでは、「b. どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容」を説明することはなじまないため。</p>
2	2	-3-2-1-2 主な着眼点(2) 他	<p>本項(注)の「令和5年3月以前に締結した根保証契約」について、2023年4月の本監督指針の改正を踏まえ、すでに「令和5年3月以前に締結した根保証契約」に係る主債務者と保証人に対する説明、およびその結果等の記録を完了している場合（または組織的な取組みにより、完了が見込まれている場合）当該根保証契約に係る説明および説明した結果等の記録のための体制の整備まで求めるものではないことを確認させていただきたい。</p>	
3	5	-3-2-1-2 主な着眼点 (5)	<p>本項の「特に、借り手企業のM&A・事業承継時においては、(中略) 必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等につ</p>	<p>本改正案の概要紙では、本改正の背景として「経営者保証が M&A・事業承継の支障となるという指摘がある」ことが掲げられている。この点、M&A・事業承継を検討する事業者より、早期の金融機関への相談・報告、情報開</p>

			<p>いて主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。」について、現実には、取引先の M&A や事業承継が金融機関に事後報告されるケースが発生している。</p> <p>このため、貴庁および関係省庁より、事業者に対し、M & A ・事業承継に関して金融機関へ事前相談することの有効性や、金融機関へ報告・情報開示を行うことの重要性を周知いただきたい。</p>	<p>示が行われれば、金融機関における経営者保証の要否、主債務者および後継者への保証契約の必要性に係る説明に関し、円滑な対応が可能になる。</p>
--	--	--	---	---

以 上